

# 相楽東部広域連合立学校給食センター設置条例

平成 21 年 3 月 13 日  
条 例 第 11 号

## (設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、学校給食の調理等の業務を効果的に一括処理する施設として、相楽東部広域連合立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

## (名称、位置及び給食対象校)

第 2 条 給食センターの名称、位置及び給食対象校は、別表のとおりとする。

## (管理)

第 3 条 給食センターは、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

## (職員)

第 4 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

## (業務の委託)

第 5 条 教育委員会は、必要があると認めたときは、給食センターの業務を委託することができる。

## (委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 23 年条例第 1 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第 2 条関係）

名 称	位 置	給食対象校
和東町学校給食センター	和東町大字中小字平田 22 番地	和東小学校、和東中学校
南山城村学校給食センター	南山城村大字北大河原小字中谷 12 番地 26	南山城小学校 笠置中学校